

平成 30 年度調査実施

トラックの荷物の積卸し・積込み作業に係る

荷役災害防止自主点検結果

(令和元年度 第2回 協議会配布資料)

最終報告(案)

令和元年7月18日

厚木地域

陸運事業者及び荷主等連絡協議会

荷役災害防止自主点検について

近年、神奈川労働局管内において陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）で働く労働者の休業4日以上の労働災害が、荷主・配送先・元請事業者（以下「荷主等」という。）の施設（以下「荷主先等」という。）で荷役作業中に多発していることから、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）と荷主等が連携しながら荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）を防止し、安全に荷役作業が実施できる作業環境を整備していくことが求められている。

現在、神奈川労働局管内全体では、平成29年度に管下の労働基準監督署に設置した陸運事業者及び荷主等の連絡協議会（以下「署連絡協議会」という。）において、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）と荷主等が、問題点の共有化を図り、地域の陸運事業者団体及び荷主等の関係団体が協働し連携した取組に重点を置きながら、安全な荷役作業環境の整備を醸成するための取り組みを展開している。

平成30年5月17日付け神労基発0517第1号において、神奈川労働局労働基準部長から、各労働基準監督署あてにトラックの荷物の積卸し・積込み作業に係る荷役災害防止の自主点検を実施し、荷主先等で実施されている荷役作業の現状と問題点、さらには好事例の拾い出しを行うことを目的として、今後の議論を進めるまでの検討課題として協議していくことを指示され、各署連絡協議会に参画された関係団体の役員の方々の御理解・御協力の下、団体の会員を対象とした自主点検を実施した。

厚木労働基準監督署管内では、神奈川県内において、最も陸運業で働く労働者の労働災害が最も多いことから、平成29年度に発足した連絡協議会に当初から参画いただいている3団体のほか、荷主先等で行われている荷役作業に関する10団体にも新たに参画いただき、自主点検の実施に御協力いただくこととなった。

自主点検は、平成30年8月29日に参画団体を通じて傘下会員事業場へ依頼し、順次各団体又は直接当署あて提出いただき、集計作業を実施した。

提出された自主点検表は、平成31年3月末で分析作業を完了し、陸運事業者団体で165件、荷主等の関係団体で282件、合計447件の提出が確認され、最終報告を実施し、新年度以降の連絡協議会において、団体間で連携を図りながら問題点解消に向けた取組を審議していくこととする。

令和元年7月18日

厚木地域 陸運事業者及び荷主等連絡協議会

荷主等（荷主・配送先・元請事業者等）を対象としたトラックの荷物の積卸し・積込み作業に係る
荷役災害防止自主点検集計・結果

厚木 署

回答事業場数	282
会員数	16
神奈川県トラック協会(陸災防含む)	16
神奈川労務安全衛生協会	175
建設業労働災害防止協会	4
港湾運送事業労働災害防止協会	2
神奈川倉庫協会	11
神奈川県冷蔵倉庫協会	0
その他（団体名） 神奈川県内陸団地協同組合	39
その他（団体名） 尼寺工業団地	9
その他（団体名） 綾瀬吉岡工業団地	7
その他（団体名） 早川工業団地協同組合	8
その他（団体名） 綾南工業会	7
その他（団体名） 大和高度化	5
その他（団体名） 大塚下工業団地	7
その他（団体名） SIP座間	8
※複数の団体に加入している場合は、各々の所属団体に計上。	計 282

I	荷役災害防止担当者の選任状況	1.選任している	2.選任していない	無回答
		93 33%	158 56%	31 11%

荷役5大災害防止の取組状況	ア.自主点検を実施した	イ.自主点検を実施しなかった	無回答
	103 37%	145 51%	34 12%

II-1	①団体からの周知について	ア.周知が行われた	イ.周知が行われたかわからない	ウ.その他
		108 38%	118 42%	16 6%
		無回答		
		40 14%		

②団体からの周知・啓発方法について（複数回答の場合あり）	ア.機関誌等に掲載	イ.口頭で伝えられた	ウ.委員会等が開催され周知
	73	25	39
	エ.周知されず、進め方わからない	オ.取組方針が具体化されていない	
	23	9	
	カ.取組方針等具体化してもらいたい	キ.その他	
	21	33	

II-2 ①トラック業者との運送契約	ア.自社が書面契約締結	イ.協力会社が書面契約	ウ.書面契約実施なし
	129	11	67

②運送業のトラックへの荷役作業について	ア.運転者が荷役作業	イ.自社労働者が荷役作業	ウ.協力会社が荷役作業
	109	84	37

③荷役作業に係る 契約状況	(1)書面あり 回答者	ア.荷役作業料支払いあり 49	イ.荷役作業料支払いなし 30	ウ.契約に荷役作業なし 22
	(2)書面なし 回答者	ア.荷役作業料支払いあり 4	イ.荷役作業料支払いなし 20	

④トラックの荷台への積込み・積卸し等の荷役作業の際に、元請事業場の労働者及び関係請負人の労働者による作業が同一の場所において行われる場合に安衛法第29条(すべての業種)に基づく指導や安衛法第30条の2(製造業)に基づく作業間の連絡調整等の措置について	ア.認識し、具体的対策講じている 94	イ.認識しているが、具体策講じていない 37
	ウ.認識していない 42	
	エ.今後、対策に努めるので研修会等受講したい 39	

⑤ 作業指揮者の指名と 安全衛生教育等推進要綱 に基づく「作業指揮者に 対する指名時の教育」につ いて	ア.指名し、指名時の教育を受講している 67	イ.作業指揮者を指名しているが、指名時の教育を実施していない 50
	ウ.作業指揮者を指名していない 81	

⑥ 荷役ガイドラインで 定められている取組状況 について ※ガイドラインでは、安 全作業連絡書の作成を 「発荷主等」に求めてい ます。	ア.取組んでいる 50	イ.取組んでいない 41
	ア.着荷主側で行う荷役作業の役割分担を事前に確認した上、トラック事業者に伝えている 117	
	イ.着荷主側で行う荷役作業の役割分担を持ち確認せず、トラック運転者の判断に任せている 49	
	ウ.その他 16	

⑦ 運送業者から設備 (ロールボックス・パレット等) 等の提供を 受けている場合、危険性・有害性等の情報を 提供されているか否か について	ア.危険性・有害性に係る情報を提供されている 27	
	イ.危険性・有害性に係る情報を提供されていない 11	
	ウ.設備等の貸与を受けていないので、該当ない 152	

陸上貨物運送事業者を対象としたトラックの荷物の積卸し・積込み作業に係る
荷役災害防止自主点検集計・結果

厚木労働基準監督署

回答事業場数	会員数	自主点検配布数	自主点検回収数	団体名(各支部又は分会)
165			164	神奈川県トラック協会(陸災防 厚木分会含む)
2				神奈川労務安全衛生協会
1				建設業労働災害防止協会
				港湾運送事業労働災害防止協会
				神奈川倉庫協会
				神奈川県冷蔵倉庫協会
7				神奈川県内陸工業団地協同組合
				その他(団体名)

※複数の団体に加入している場合は、各々の所属団体に計上。

I	荷役災害防止担当者	1.選任している	2.選任していない	無回答	
		103	63%	52	32%

II-(1)	荷役5大災害防止の取組状況	ア.自主点検を実施した	イ.自主点検を実施しなかった	無回答	
		122	74%	35	21%

II-(1)	①団体からの周知について	ア.周知が行われた	イ.周知が行われたかわからない	ウ.その他	
		125	76%	36	22%
		無回答		0	0%

II-(1)	②団体からの周知・啓発方法について(複数回答の場合あり)	ア.機関誌等に掲載	イ.口頭で伝えられた	ウ.委員会等が開催され周知	
		115	6	40	
		工.周知されず、進め方わからない	才.取組方針が具体化されていない		
		0	3		
		力.取組方針等具体化してもらいたい	キ.その他		
		9	3		

II-(2)	①発荷主等との運送契約	ア.荷主と書面契約締結	イ.協力会社が書面契約	ウ.書面契約実施なし	
		127	27	14	

II-(2)	②トラックへの荷役作業について	ア.運転者が荷役作業	イ.荷主が荷役作業	ウ.荷主協力会社が荷役作業	
		117	33	28	

II-(2)	③荷役作業に係る契約状況	(1)書面あり回答者	ア.荷役作業料支払いあり	イ.荷役作業料支払いなし	ウ.契約に荷役作業なし
			64	39	28
		(2)書面なし回答者	ア.荷役作業料支払いあり	イ.荷役作業料支払いなし	回答なし

II-(2)	⑤.作業指揮者の指名と安全衛生教育等推進要綱に基づく「作業指揮者に対する指名時の教育」について	ア.指名し、指名時の教育を受講している	イ.作業指揮者を指名しているが、指名時の教育を実施していない	
		64	28	
		ウ.作業指揮者を指名していない		

II-(2)	⑥.荷役ガイドラインで定められている取組状況について ※ガイドラインでは、安全作業連絡書の作成を「発荷主等」に求めています。	(上記⑤のアと回答した事業者のみ)(a) トラック運転者による荷役作業の取組について	ア.取組んでいる	イ.取組んでいない	
			88	21	
		(発荷主に該当する事業者のみ)(b) 着荷主側での荷物の積卸し作業の把握状況について(荷物の積卸し作業に係る連絡調整)	ア.着荷主側で行う荷役作業の役割分担を事前に確認した上、トラック事業者に伝えている	110	
			イ.着荷主側で行う荷役作業の役割分担を特に確認せず、トラック運転者の判断に任せている		
			27		
			ウ.その他		
			5		

II-(2)	⑦.運送業者から設備(ロールボックスパレット等)等の提供を受けている場合、危険性・有害性等の情報を提供されているか否かについて	ア.危険性・有害性に係る情報を提供されている			
		47			
		イ.危険性・有害性に係る情報を提供されていない			
		3			
		ウ.設備等の貸与を受けていないので、該当ない			
		92			



トラック運転者の荷役作業又は長時間・過重労働に結びつく待ち時間等の問題事例

(要望事項の欄に記載があった事業者 37社/163社) 22.7%

1 荷役作業の労働災害に結びつく問題事例

- 出荷口が小さく、振り分け作業が十分行われていないため、振り分け作業を実施する。
- 高所でのシート掛け時の危険リスクが大きい。
- 夏季の構内温度が高いため、熱中症の危険性が非常に大きい。
- 運送契約を実施しているが、荷役作業に係る契約が明確でないにもかかわらず、荷役作業を強いられているほか、荷役作業料も支払ってもらえない。

(改善に向けた取組事例)

- 現在、荷主と問題点改善に向けた取組を実施中。

2 長時間・過重労働に結びつく待ち時間等の問題事例

- 一部の荷主（物流会社）・元請事業者が実施している県内便の配達業務は、運賃が安いため、社員の年収を400万円以上にするには、3便/日実施しなくてはならなくなるため、長時間労働に結びついてしまう。
- 製品の出来が遅く4~5時間待機させられている。
- 道路渋滞による到着時間への影響も大きい。
- 繁忙期に荷主先において、長時間待機が生じる傾向がより一層強くなる。
- 待機時間が長く、構内作業時間に問題がある。
- 納品先での待機時間が長い。
- 作業終了後の積み置き作業で待機時間が発生している。
- 荷待ちにより、次の仕事が間に合わなくなり、急に他のドライバーへの振り分けにより、全体的に拘束時間の延長につながることがある。
- メーカー及び物流会社の受注〆切時間が遅いため、配車の変更、追加配車を行うことが多い。
- 製品加工待ち、輸送量のバラつきが多すぎる。
- 積荷、御荷ともにキャパシティを超過しており、順番待ちにより待機時間が生じている。
- 荷役作業料を支払う荷主がないこと。
- 工場での待機時間が長すぎること。
- 製品加工の遅延により待機時間が長引いている。
- トラックヤードに車両が重複し待機時間が長くなる。
- 製品ができずに待たされている。
- 荷待ち時間が長くなり、拘束時間を管理しきれない事がある。
- 毎日、荷主都合による待機時間を強いられている。
- 元請運送会社等から待機時間料が支払われていない。
- 指定された荷物（製品）ができておらず、長時間待機することがある。
- 現在、荷主と問題点改善に向けた取組を実施中。
- 待機時間が荷主都合によるものとなっており、改善を求めている。
- 待機時間が生じるのは、荷主側である物流センターの人材不足と思われる。
- 積込みの際、待機時間が長くなることがある。
- 積込み場所が3ヶ所あり、全ての積込みが完了するまで時間がかかる。
- 荷主都合（出荷遅れ）で待機時間が読めない。
- 道路事情等の遅延により到着時間が遅れた場合、自社の責任でもないにもかかわらず、荷受け時間外であるとして、荷主側から荷物の受け取りを拒否され、再配達するよう指示されていて、様々な問題が生じている。
- 輸出入の空コン引取及びバン返し時の港湾施設での荷待ち時間が長いため、海コン業界の環境整備を願いたい。

(改善に向けた取組事例)

- 荷主協力会社による配車ミスにより長時間労働に結びつくことが何度かあったが、改善されできている。



要 望 事 項

陸運事業者（トラック業者）から荷主・元請事業者（荷主等）に対する要望事項

(要望事項の欄に記載があった事業者 44社／163社)

1 荷役作業（付帯業務）料金に関する事項

- ・荷役作業料を請求できるようにしてもらいたい。
- ・自動車部品関係は、付帯作業多く運送費と荷役作業料を別に支払ってもらいたい。
- ・運賃の値上げ・待機時間の削減
- ・荷役作業料を支払ってもらいたい。（ほか、3事業場）
- ・運送契約と別に荷役作業が発生する場合は運賃とは別に契約書を作成するなどの仕組み作りをお願いしたい。
- ・一部の荷主で荷役作業料の請求ができない。
- ・輸送費と荷役作業料を明確化してほしい
- ・運賃と付帯作業の見直し
- ・積込み前の検品作業を別途支払ってほしい。
- ・フォークリフトの荷役作業では、作業料を支払ってほしい。
- ・パレ荷役と手摘要荷役の料金が同一となっているので、適切に料金を支払ってほしい。
- ・荷役作業料が曖昧なため、明確にしてほしい。

2 待機時間に関する事項

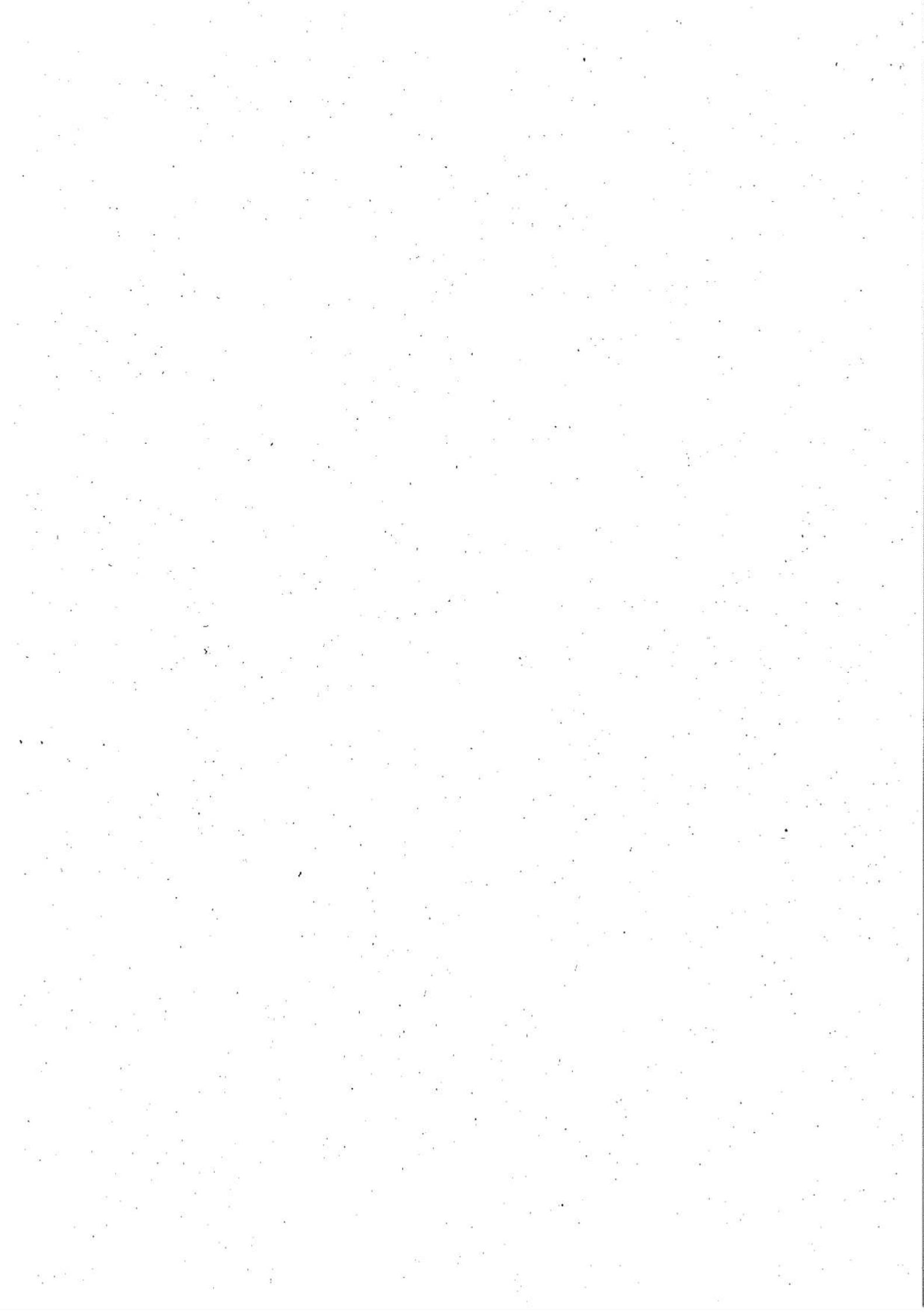
- ・待機時間の短縮（ほか、2事業場）
- ・冷蔵倉庫での待機時間長く、大多数の倉庫で同様な状況が確認されており、改善してほしい。
- ・翌日の積み置き作業で3～4時間待機が常態化しているので解消してほしい。
- ・荷待ち時間を少しでも無くしてほしい。
- ・工場での待機時間が長すぎるので改善してもらいたい。
- ・積込み開始時間が遅いため、待機時間が長くなる。

3 荷役作業等の付帯業務について

- ・夜間配達、休日配達の負担軽減を図ってもらいたい。
- ・荷主先の協力会社とトラック運転手が共同で荷役作業を実施しており、荷役作業は全て荷主先や協力会社で実施してもらいたい。
- ・運送会社による自主荷役を廃止してもらいたい。
- ・積込み・積卸し時の作業時間の短縮を図ってほしい。
- ・フォークリフト乗務での荷役作業は荷主先等で実施してもらいたい。
- ・積卸し待機時間の短縮
- ・待機時間の解消
- ・工事現場に積卸しに行った際、作業前に新規入場者教育を実施してから現場に入るところがあるが、事前に安全衛生教育が必要であることを周知してもらいたい。
- ・安全衛生教育を作業時間に含めていないところ多い
- ・フォークリフト荷役作業は荷主側で実施願いたい。
- ・荷の積込・積卸し中の待機時間の短縮
- ・待機時間削減、付帯作業の削減、料金の収受を明確にしてもらいたい。

4 その他

- ・運送業界の実績を理解してもらいたい。
- ・運賃の値上げ
- ・運転者の付帯作業を減らしてほしい。



荷主側 改善好事例

荷主側で実施した自主点検結果から見た荷役災害防止又はトラック運転者の長時間・過重労働の防止に結びつく荷待ち時間等の改善好事例について

1 荷役災害防止に係る好事例

- ・ 2019年1月に運送会社に集まりて荷役災害防止の協議会を開催し安全作業連絡書の運用を開始する。
- ・ 入場者安全教育（有効期限1年）を実施している。
- ・ 荷役災害防止について現場での実施研修会を実施している。
- ・ 原料の積み替え作業（パレット→パレットへ）をドライバーが実施していたが、廃止とし業務負荷の軽減を図った。
- ・ トラックの荷台に安全に昇降するための踏み台を設置した。
- ・ 作業前KYを実施し作業者にて共有している。

2 トラック運転者の待機時間の改善

- ・ 荷が間に合わない場合は時間通りに出発させる。
- ・ IT化による情報共有をしている。
- ・ 入場口退場口箇所を増やした。構内に待機場所を設置した。
- ・ 接車便を活用し、出荷口の振り分けを適切に実施するようにした。
- ・ 生産工程の都合等により、荷（製品）が間に合わない場合は、トラックの出発時間の遅延を回避するため、トラックを時間どおりに出発させている。
- ・ 集荷便の日時を分散することによって荷待ち時間の改善ができている。
- ・ スケジュールどおりの作業を励行しているため、待機時間はほとんど生じていない。
- ・ 前日に荷量・積める可能な時間を前もってトラック会社と連絡調整を図っており、ドライバー到着次第最優先で荷役作業を対応している。
- ・ 出庫時間の変更管理を行い、トラック台数の適正化及び配送ルートの変更状況の適正化に取り組んでいる。
- ・ 休憩室を設置し運転手は常に休養できるようにしている。
- ・ 客先（届け先）への到着時間を毎日夜間20時から翌朝5時までとし、道路渋滞の回避と客先の車両搬入が少ない時間帯にすることで他社搬入の待ち時間が発生しないようにしている。
- ・ 待機時間が長い納品先についてメーカーへ改善を呼びかけている。
- ・ 仕入商品の入荷時間の管理強化と在庫欠品などによる調整作業を削減し、仕分け商品とカゴ車などで積めるようにしぶタ積みを減らしている。
- ・ 荷主とのオーダー締切、当社作業計画による業務遂行を基本原則として、より正確な積み込み時間の通知をあらかじめ実施している。

